

長野県知事 様

住 所

氏名等

埋蔵文化財発掘調査の届出

埋蔵文化財について発掘調査を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第92条第1項、同第184条第1項及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第1項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届け出ます。

記

1. 発掘予定地の所在及び地番
2. 発掘予定地の面積
3. 発掘予定地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
4. 発掘調査の目的
5. 発掘調査の主体となる者の氏名及び住所（国若しくは地方公共団体の機関又は法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
6. 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
7. 発掘着手の予定時期
8. 発掘終了の予定時期
9. 出土品の処置に関する希望
10. その他参考となるべき事項

【添付書類】

- 1 発掘予定地及びその付近の地図（周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の場合は、当該地図に埋蔵文化財包蔵地の概略の範囲を記入したもの）
- 2 発掘担当者が発掘調査の主体となる者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 3 発掘予定地の所有者の承諾書
- 4 発掘予定地につき権原に基づく占有者があるときは、その承諾書
- 5 発掘予定地の区域において、石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物につき鉱業権が設定されているときは、当該鉱業権者の承諾書

別 記

法第92条第1項

県文書番号		令和	年	月	日
-------	--	----	---	---	---

1 所在地									
土地所有者	氏名等：		連絡先：						
2 調査面積									
3 遺跡の名称	(遺跡番号)		員数						
遺跡の種類	散布地 集落跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 古墳 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()								
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()								
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 近・現代								
4 調査の目的 調査の契機	a. 学術研究 () b. 遺跡整備 c. 保存目的の範囲内容確認調査 d. 非常災害等								
	e. 開発事業に伴う { <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td> 道路 鉄道 空港 河川 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他の建物 () 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・電気 農業基盤整備事業 (農道等を含む) 土砂採取 その他農業関係事業 その他開発 () </td> </tr> </table>					{	道路 鉄道 空港 河川 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他の建物 () 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・電気 農業基盤整備事業 (農道等を含む) 土砂採取 その他農業関係事業 その他開発 ()		
{	道路 鉄道 空港 河川 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他の建物 () 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・電気 農業基盤整備事業 (農道等を含む) 土砂採取 その他農業関係事業 その他開発 ()								
	備考：								
5 調査主体者	住所：								
	氏名等：								
6 調査担当者	住所：								
	氏名等：								
	経歴：								
7 着手予定時期	令和	年	月	日	8 終了予定時期	令和	年	月	日
9 出土品の処置									
10 参考事項									

指 示 事 項	
---------	--

〔注意事項〕①太線内は届出者が記入。 ②遺跡の種類・現状・時代及び調査の目的欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は()内に記入。 ③発掘調査が記録の作成のための場合は事業名又は県からの指示文書番号を4の備考欄に記入する。